

○文部科学省令第七号

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律（令和七年法律第六十八号）の施行に伴い、並びに関係法令の規定に基づき、並びに関係法律を実施するため、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う文部科学省関係省令の整備に関する省令を次のように定める。

令和八年三月九日

文部科学大臣 松本 洋平

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う文部科学省関係省令の整備に関する省令

（学校教育法施行規則の一部改正）

第一条 学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

第二十条 校長（学長及び高等専門学校を除外。）の資格は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

一 教育職員免許法（昭和二十四年法律第四百七十七号）による教諭の専修免許状又は一種免許状（高等学校及び中等教育学校の校長にあつては、専修免許状）を有し、かつ、次に掲げる職（以下「教育に関する職」という。）に五年以上あつたこと

イ 〔略〕

ロ 学校教育法第一条に規定する学校及び幼保連携型認定こども園の教授、准教授、助教、副校長（幼保連携型認定こども園の副園長を含む。）、教頭、主幹教諭（幼保連携型認定こども園の主幹養護教諭及び主幹栄養教諭を含む。）、指導教諭、主務教諭（幼保連携型認定こども園の主務養護教諭及び主務栄養教諭を含む。）、教諭、助教諭、養護助教諭、栄養教諭、主幹保育教諭、指導保育教諭、主務保育教諭、保育教諭、助保育教諭、講師（常時勤務の者に限る。）及び同法第二百二十四条に規定する専修学校の教員（以下本条中「教員」という。）の職

ハクヌ 〔略〕

二 〔略〕

第四十四条 〔略〕

2 前項の規定にかかわらず、第四項に規定する教務主任の担当する校務を整理する主幹教諭又は同項に規定する教務主任の担当する教育活動に関し教諭その他の職員間における総合的な調整を行う主務教諭を置くときその他特別の事情のあるときは教務主任を、第五項に規定す

改正前

第二十条 校長（学長及び高等専門学校を除外。）の資格は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

一 教育職員免許法（昭和二十四年法律第四百七十七号）による教諭の専修免許状又は一種免許状（高等学校及び中等教育学校の校長にあつては、専修免許状）を有し、かつ、次に掲げる職（以下「教育に関する職」という。）に五年以上あつたこと

イ 〔同上〕

ロ 学校教育法第一条に規定する学校及び幼保連携型認定こども園の教授、准教授、助教、副校長（幼保連携型認定こども園の副園長を含む。）、教頭、主幹教諭（幼保連携型認定こども園の主幹養護教諭及び主幹栄養教諭を含む。）、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭、助保育教諭、講師（常時勤務の者に限る。）及び同法第二百二十四条に規定する専修学校の教員（以下本条中「教員」という。）の職

ハクヌ 〔同上〕

二 〔同上〕

第四十四条 〔同上〕

2 前項の規定にかかわらず、第四項に規定する教務主任の担当する校務を整理する主幹教諭を置くときその他特別の事情のあるときは教務主任を、第五項に規定する学年主任の担当する校務を整理する主幹教諭を置くときその他特別の事情のあるときは学年主任を、それぞれ置

る学年主任の担当する校務を整理する主幹教諭又は同項に規定する学年主任の担当する教育活動に関し教諭その他の職員間における総合的な調整を行う主務教諭を置くときその他特別の事情のあるときは学年主任を、それぞれ置かないことができる。

3～5 「略」

第四十五条 「略」

2 前項の規定にかかわらず、第四項に規定する保健主事の担当する校務を整理する主幹教諭又は同項に規定する保健主事の担当する教育活動に関し教諭その他の職員間における総合的な調整を行う主務教諭を置くときその他特別の事情のあるときは、保健主事を置かないことができる。

3・4 「略」

第七十条 「略」

2 前項の規定にかかわらず、第四項に規定する生徒指導主事の担当する校務を整理する主幹教諭又は同項に規定する生徒指導主事の担当する教育活動に関し教諭その他の職員間における総合的な調整を行う主務教諭を置くときその他特別の事情のあるときは、生徒指導主事を置かないことができる。

3・4 「略」

第七十一条 「略」

2 前項の規定にかかわらず、第三項に規定する進路指導主事の担当する校務を整理する主幹教諭又は同項に規定する進路指導主事の担当する教育活動に関し教諭その他の職員間における総合的な調整を行う主

かないことができる。

3～5 「同上」

第四十五条 「同上」

2 前項の規定にかかわらず、第四項に規定する保健主事の担当する校務を整理する主幹教諭を置くときその他特別の事情のあるときは、保健主事を置かないことができる。

3・4 「同上」

第七十条 「同上」

2 前項の規定にかかわらず、第四項に規定する生徒指導主事の担当する校務を整理する主幹教諭を置くときその他特別の事情のあるときは、生徒指導主事を置かないことができる。

3・4 「同上」

第七十一条 「同上」

2 前項の規定にかかわらず、第三項に規定する進路指導主事の担当する校務を整理する主幹教諭を置くときは、進路指導主事を置かないことができる。

<p>3 務教諭を置くときは、進路指導主事を置かないことができる。 〔略〕</p> <p>3 第八十一条 〔略〕</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、第四項に規定する学科主任の担当する校務を整理する主幹教諭又は同項に規定する学科主任の担当する教育活動に関し教諭その他の職員間における総合的な調整を行う主務教諭を置くときその他特別の事情のあるときは学科主任を、第五項に規定する農場長の担当する校務を整理する主幹教諭を置くときその他特別の事情のあるときは農場長を、それぞれ置かないことができる。</p> <p>3 学科主任は、指導教諭又は教諭をもつて、農場長は指導教諭、主務教諭又は教諭をもつて、これに充てる。</p> <p>4・5 〔略〕</p> <p>第二百二十四条 〔略〕</p> <p>2 〔略〕</p> <p>3 寮務主任及び舎監は、指導教諭、主務教諭又は教諭をもつて、これに充てる。</p> <p>4・5 〔略〕</p>	<p>3 〔同上〕</p> <p>3 第八十一条 〔同上〕</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、第四項に規定する学科主任の担当する校務を整理する主幹教諭を置くときその他特別の事情のあるときは学科主任を、第五項に規定する農場長の担当する校務を整理する主幹教諭を置くときその他特別の事情のあるときは農場長を、それぞれ置かないことができる。</p> <p>3 学科主任及び農場長は、指導教諭又は教諭をもつて、これに充てる。</p> <p>4・5 〔同上〕</p> <p>第二百二十四条 〔同上〕</p> <p>2 〔同上〕</p> <p>3 寮務主任及び舎監は、指導教諭又は教諭をもつて、これに充てる。</p> <p>4・5 〔同上〕</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	

(学校基本調査規則の一部改正)

第二条 学校基本調査規則(昭和二十七年文部省令第四号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p> (定義) 第三条 「略」 2 この省令で「教員」とは、学校の長、副学長、学部長、教授、准教授、助教、助手、講師、副校長（副園長を含む。）、教頭、主幹教諭（<u>幼保連携型認定こども園の主幹養護教諭及び主幹栄養教諭を含む。</u>）、<u>指導教諭、主務教諭（幼保連携型認定こども園の主務養護教諭及び主務栄養教諭を含む。）、</u>教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、主幹保育教諭、指導保育教諭、主務保育教諭、保育教諭及び<u>助保育教諭並びに専修学校及び各種学校の教員をいい、「職員」とは、学校の職員で教員以外のものをいう。</u> </p> <p>3 「略」</p>	<p> (定義) 第三条 「同上」 2 この省令で「教員」とは、学校の長、副学長、学部長、教授、准教授、助教、助手、講師、副校長（副園長を含む。）、教頭、主幹教諭（<u>幼保連携型認定こども園の主幹養護教諭及び主幹栄養教諭を含む。</u>）、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭及び<u>助保育教諭並びに専修学校及び各種学校の教員をいい、「職員」とは、学校の職員で教員以外のものをいう。</u> </p> <p>3 「同上」</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	

(学校教員統計調査規則の一部改正)

第三条 学校教員統計調査規則(昭和二十八年文部省令第十二号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後	<p style="text-align: center;">(定義)</p> <p>第三条 「略」</p> <p>2 この省令で「教員」とは、学校の長、副学長、学部長、教授、准教授、助教、助手、講師、副校長（副園長を含む。）、教頭、主幹教諭（<u>幼保連携型認定こども園の主幹養護教諭及び主幹栄養教諭を含む。</u>）、<u>指導教諭、主務教諭（幼保連携型認定こども園の主務養護教諭及び主務栄養教諭を含む。）、</u>教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、<u>栄養教諭、主幹保育教諭、指導保育教諭、主務保育教諭、保育教諭、助保育教諭及び実習助手並びに専修学校及び各種学校の教員をいう。</u></p>
改 正 前	<p style="text-align: center;">(定義)</p> <p>第三条 「同上」</p> <p>2 この省令で「教員」とは、学校の長、副学長、学部長、教授、准教授、助教、助手、講師、副校長（副園長を含む。）、教頭、主幹教諭（<u>幼保連携型認定こども園の主幹養護教諭及び主幹栄養教諭を含む。</u>）、<u>指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、</u>主幹保育教諭、<u>指導保育教諭、保育教諭、助保育教諭及び実習助手並びに専修学校及び各種学校の教員をいう。</u></p>

備考 表中の「」の記載は注記である。

（教育職員免許法施行規則の一部改正）

第四条 教育職員免許法施行規則（昭和二十九年文部省令第二十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

<p style="text-align: center;">改 正 後</p>	<p>第六十六条の三 「略」</p> <p>2 「略」</p> <p>3 任命権者又は雇用者は、免許法第十六条の五第一項の規定に基づき、第一項に規定する道徳又は特別活動の教授を担当する主幹教諭、指導教諭、主務教諭、教諭又は講師となる者に対し、必要な研修を実施するよう努めなければならない。</p> <p>第六十八条 免許法別表第三備考第七号に規定する文部科学省令で定める教育の職は、免許法別表第三の規定の適用を受ける者にあつては、校長、副校長、教頭、主幹教諭（幼保連携型認定こども園の主幹養護教諭及び主幹栄養教諭を含む。）、指導教諭、主務教諭（幼保連携型認定こども園の主幹養護教諭及び主幹栄養教諭を含む。）、主幹保育教諭、指導保育教諭、主務保育教諭、教育長、指導主事若しくは社会教育主事の職又は中学校教諭の一種免許状の授与を受ける場合にあつては免許法第十六条の五第一項の規定による小学校、義務教育学校の前期課程若しくは特別支援学校の小学部の主幹教諭、指導教諭、主務教諭、教諭若しくは講師の職とする。</p> <p>第六十九条 免許法別表第五備考第三号に規定する文部科学省令で定める教育の職は、校長、副校長、教頭、教育長、指導主事、社会教育主事の職又は中学校教諭の一種免許状の授与を受ける場合にあつては免許法第十六条の五第一項の規定による小学校、義務教育学校の前期課程若しくは特別支援学校の小学部の主幹教諭、指導教諭、主務教諭、教諭若しくは講師の職とする。</p>
<p style="text-align: center;">改 正 前</p>	<p>第六十六条の三 「同上」</p> <p>2 「同上」</p> <p>3 任命権者又は雇用者は、免許法第十六条の五第一項の規定に基づき、第一項に規定する道徳又は特別活動の教授を担当する主幹教諭、指導教諭、教諭又は講師となる者に対し、必要な研修を実施するよう努めなければならない。</p> <p>第六十八条 免許法別表第三備考第七号に規定する文部科学省令で定める教育の職は、免許法別表第三の規定の適用を受ける者にあつては、校長、副校長、教頭、主幹教諭（幼保連携型認定こども園の主幹養護教諭及び主幹栄養教諭を含む。）、指導教諭、主幹保育教諭、指導保育教諭、教育長、指導主事若しくは社会教育主事の職又は中学校教諭の一種免許状の授与を受ける場合にあつては免許法第十六条の五第一項の規定による小学校、義務教育学校の前期課程若しくは特別支援学校の小学部の主幹教諭、指導教諭、教諭若しくは講師の職とする。</p> <p>第六十九条 免許法別表第五備考第三号に規定する文部科学省令で定める教育の職は、校長、副校長、教頭、教育長、指導主事、社会教育主事の職又は中学校教諭の一種免許状の授与を受ける場合にあつては免許法第十六条の五第一項の規定による小学校、義務教育学校の前期課程若しくは特別支援学校の小学部の主幹教諭、指導教諭、主務教諭、教諭若しくは講師の職とする。</p>

附 則

18 免許法附則第二項の規定により、ある教科の免許状を有しない主幹教諭、指導教諭、主務教諭又は教諭（以下この項において「主幹教諭等」という。）が、当該教科の教授を担当しようとするときは、当該学校の校長及び当該主幹教諭等は、連署をもって、次の事項を記載した申請書を授与権者に提出し、許可を受けなければならない。

一 六 「略」

附 則

18 免許法附則第二項の規定により、ある教科の免許状を有しない主幹教諭、指導教諭又は教諭（以下この項において「主幹教諭等」という。）が、当該教科の教授を担当しようとするときは、当該学校の校長及び当該主幹教諭等は、連署をもって、次の事項を記載した申請書を授与権者に提出し、許可を受けなければならない。

一 六 「同上」

備考 表中の「」の記載は注記である。

(幼稚園設置基準の一部改正)

第五条 幼稚園設置基準(昭和三十一年文部省令第三十二号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(教職員)</p> <p>第五条 幼稚園には、園長のほか、各学級ごとに少なくとも専任の主幹教諭、指導教諭、主務教諭又は教諭(次項において「教諭等」という。)を一人置かなければならない。</p> <p>2 [略]</p> <p>3 専任でない園長を置く幼稚園にあつては、前二項の規定により置く主幹教諭、指導教諭、主務教諭、教諭、助教諭又は講師のほか、副園長、教頭、主幹教諭、指導教諭、主務教諭、教諭、助教諭又は講師を一人置くことを原則とする。</p> <p>4 [略]</p> <p>第六条 幼稚園には、養護をつかさどる主幹教諭若しくは主務教諭、養護教諭又は養護助教諭及び事務職員を置くように努めなければならない。</p>	<p>(教職員)</p> <p>第五条 幼稚園には、園長のほか、各学級ごとに少なくとも専任の主幹教諭、指導教諭又は教諭(次項において「教諭等」という。)を一人置かなければならない。</p> <p>2 [同上]</p> <p>3 専任でない園長を置く幼稚園にあつては、前二項の規定により置く主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭又は講師のほか、副園長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭又は講師を一人置くことを原則とする。</p> <p>4 [同上]</p> <p>第六条 幼稚園には、養護をつかさどる主幹教諭、養護教諭又は養護助教諭及び事務職員を置くように努めなければならない。</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	

(高等学校通信教育規程の一部改正)

第六条 高等学校通信教育規程(昭和三十七年文部省令第三十二号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

<p style="text-align: center;">改 正 後</p>	<p style="text-align: center;">(教諭の数等)</p> <p>第五条 実施校における通信制の課程に係る副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、主務教諭及び教諭の数は、五又は当該課程に在籍する生徒数(新たに設置する通信制の課程にあつては、当該課程に在籍する生徒の見込数)を八十で除して得た数のうちいずれか大きい方の数以上とし、かつ、教育上支障がないものとする。</p> <p>2・3 「略」</p>
<p style="text-align: center;">改 正 前</p>	<p style="text-align: center;">(教諭の数等)</p> <p>第五条 実施校における通信制の課程に係る副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭及び教諭の数は、五又は当該課程に在籍する生徒数(新たに設置する通信制の課程にあつては、当該課程に在籍する生徒の見込数)を八十で除して得た数のうちいずれか大きい方の数以上とし、かつ、教育上支障がないものとする。</p> <p>2・3 「同上」</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	

（専修学校設置基準の一部改正）

第七条 専修学校設置基準（昭和五十一年文部省令第二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	<p>(教員の資格)</p> <p>第四十一条 専修学校の専門課程の教員は、次の各号のいずれかに掲げる者でその担当する教育に関し、専門的な知識、技術、技能等を有するものでなければならぬ。</p> <p>一・二 「略」</p> <p>三 高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）において二年以上主幹教諭、指導教諭、主務教諭又は教諭の経験のある者</p> <p>四〇六 「略」</p>
改正前	<p>(教員の資格)</p> <p>第四十一条 専修学校の専門課程の教員は、次の各号のいずれかに掲げる者でその担当する教育に関し、専門的な知識、技術、技能等を有するものでなければならぬ。</p> <p>一・二 「同上」</p> <p>三 高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）において二年以上主幹教諭、指導教諭又は教諭の経験のある者</p> <p>四〇六 「同上」</p>

備考 表中の「」の記載は注記である。

(小学校設置基準の一部改正)

第八条 小学校設置基準（平成十四年文部科学省令第十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

<p style="text-align: center;">改 正 後</p>	<p style="text-align: center;">(教諭の数等)</p> <p>第六条 小学校に置く主幹教諭、指導教諭、主務教諭及び教諭(以下次項において「教諭等」という。)の数は、一学級当たり一人以上とする。</p> <p>2・3 「略」</p>
<p style="text-align: center;">改 正 前</p>	<p style="text-align: center;">(教諭の数等)</p> <p>第六条 小学校に置く主幹教諭、指導教諭及び教諭(以下この条において「教諭等」という。)の数は、一学級当たり一人以上とする。</p> <p>2・3 「同上」</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	

(中学校設置基準の一部改正)

第九条 中学校設置基準（平成十四年文部科学省令第十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

<p style="text-align: center;">改 正 後</p>	<p style="text-align: center;">(教諭の数等)</p> <p>第六条 中学校に置く主幹教諭、指導教諭、主務教諭及び教諭(以下次項において「教諭等」という。)の数は、一学級当たり一人以上とする。</p> <p>2・3 「略」</p>
<p style="text-align: center;">改 正 前</p>	<p style="text-align: center;">(教諭の数等)</p> <p>第六条 中学校に置く主幹教諭、指導教諭及び教諭(以下この条において「教諭等」という。)の数は、一学級当たり一人以上とする。</p> <p>2・3 「同上」</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	

(高等学校設置基準の一部改正)

第十条 高等学校設置基準（平成十六年文部科学省令第二十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(教諭の数等)</p> <p>第八条 高等学校に置く副校長及び教頭の数は当該高等学校に置く全日制の課程又は定時制の課程ごとに一人以上とし、主幹教諭、指導教諭、主務教諭及び教諭(以下次項において「教諭等」という。)の数は当該高等学校の収容定員を四十で除して得た数以上で、かつ、教育上支障がないものとする。</p> <p>2・3 「略」</p> <p>(養護教諭等)</p> <p>第九条 高等学校には、相当数の養護をつかさどる主幹教諭、養護をつかさどる主務教諭、養護教諭その他の生徒の養護をつかさどる職員を置くよう努めなければならない。</p>	<p>(教諭の数等)</p> <p>第八条 高等学校に置く副校長及び教頭の数は当該高等学校に置く全日制の課程又は定時制の課程ごとに一人以上とし、主幹教諭、指導教諭及び教諭(以下この条において「教諭等」という。)の数は当該高等学校の収容定員を四十で除して得た数以上で、かつ、教育上支障がないものとする。</p> <p>2・3 「同上」</p> <p>(養護教諭等)</p> <p>第九条 高等学校には、相当数の養護をつかさどる主幹教諭、養護教諭その他の生徒の養護をつかさどる職員を置くよう努めなければならない。</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	

（国家戦略特別区域法施行令第三条第三号の文部科学省令で定める基準等を定める省令の一部改正）

第十一条 国家戦略特別区域法施行令第三条第三号の文部科学省令で定める基準等を定める省令（平成二十七年文部科学省令第二十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(令第三条第三号の文部科学省令で定める基準)</p> <p>第一条 国家戦略特別区域法施行令(以下「令」という。)第三条第三号の文部科学省令で定める基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 「略」</p> <p>二 前号の職員には、次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める主幹教諭、指導教諭、主務教諭又は教諭(以下「教諭等」という。)を相当数含むものであること。</p> <p>イ・ロ 「略」</p> <p>三 六 「略」</p>	<p>(令第三条第三号の文部科学省令で定める基準)</p> <p>第一条 国家戦略特別区域法施行令(以下「令」という。)第三条第三号の文部科学省令で定める基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 「同上」</p> <p>二 前号の職員には、次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める主幹教諭、指導教諭又は教諭(以下「教諭等」という。)を相当数含むものであること。</p> <p>イ・ロ 「同上」</p> <p>三 六 「同上」</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	

（特別支援学校設置基準の一部改正）

第十二条 特別支援学校設置基準（令和三年文部科学省令第四十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(教諭等の数等) 第七条 「略」</p> <p>2 特別支援学校に置く主幹教諭、指導教諭、主務教諭又は教諭(次項において「教諭等」という。)の数は、一学級当たり一人以上とする。</p> <p>3 「略」</p> <p>(養護教諭等)</p> <p>第八条 特別支援学校には、幼児、児童及び生徒(以下「児童等」という。)の数等に応じ、相当数の養護をつかさどる主幹教諭、養護をつかさどる主務教諭、養護教諭その他の児童等の養護をつかさどる職員を置くよう努めなければならない。</p>	<p>(教諭等の数等) 第七条 「同上」</p> <p>2 特別支援学校に置く主幹教諭、指導教諭又は教諭(次項において「教諭等」という。)の数は、一学級当たり一人以上とする。</p> <p>3 「同上」</p> <p>(養護教諭等)</p> <p>第八条 特別支援学校には、幼児、児童及び生徒(以下「児童等」という。)の数等に応じ、相当数の養護をつかさどる主幹教諭、養護教諭その他の児童等の養護をつかさどる職員を置くよう努めなければならない。</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	

附 則

この省令は、令和八年四月一日から施行する。